

“こんなに変わった” 押さえておきたい要点はココだ！

令和6年度診療報酬・介護報酬大改定のポイント&根C管、口管強、口菌検、バイオ除、歯リハ3、在歯連等、新規6事例を巻頭収載

歯科保険請求 サイドブック

よくあるケースで
イチからわかる!

開業医のための 歯科訪問診療 算定ガイド

2024年
改定対応版

依頼があっても困らない 保険の知識と請求例

〔編〕湯島保険診療研究会訪問部会

〔編集委員〕大泉 誠／小澤健一／戸原 玄／
増田一郎／伊藤淳二／森末裕行

おすすめの
入門書!

「古くからの患者さんをずっと診たい」「できる範囲で取り組みたい」
そんな歯科医師に役立つ必携の一冊

CONTENTS

〔第1章〕歯科訪問診療の敷居を下げる

そこが知りたいQ&A 押さえておきたい基礎知識と準備事項

歯科訪問診療に対する疑問や不安を10の設問として取り上げ、取り組むにあたっての基本的な事項をわかりやすく回答。

〔第2章〕来院困難となった患者の自宅等に訪問して 引き続き診療をしたい

「義歯が合わない・壊れた」「歯が抜けそう」「歯ぐきが腫れて痛い」「被せ物が取れた」など、訪問診療で遭遇しがちなケースを取り上げ、状況の違いに応じた各種算定例を紹介(14事例)。

〔第3章〕施設や病院に入所・入院することになった 患者の訪問診療を行いたい

患者が入所・入院している特別養護老人ホーム等の施設や病院を訪問するケースを取り上げ、算定例を提示(3事例)。

〔第4章〕専門的な対応が必要な患者に 訪問診療を行うことになったら

摂食嚥下リハビリテーションやがん手術患者の口腔管理等で、歯科医院と病院等との連携により対応するケースの算定例を掲載(3事例)。



義歯の調整や痛みへの対応等よくありそうな、歯科医師 1 人でも対応できる
ような事例を中心に紹介 “歯科訪問診療の算定がひとめでわかる!”

カルテをベースとした見やすい誌面でやさしく解説 本書の見方と特徴

タイトルは「よくある患者の訴え」や「医療者側からみた患者の状況や対応」などでわかりやすく構成。
()内は補足として訪問時の状況、治療内容や該当する算定項目、介護保険利用の有無などを記載

患者の年齢・性別、全身や口腔内の状況、服薬状況、要介護度、治療に至るまでの背景などを「患者プロフィール」として紹介

カルテ内の 100 の番号に対応する解説欄

事例 17-3

病院に入院した場合の歯科訪問診療科
(介護保険施設に訪問→歯科なし病院入院後も訪問希望)

◎患者プロフィール
年齢・性別：90歳・男性 主訴：入院先で歯ぐきが腫れたので診てほしい。
背景：入所先の特別養護老人ホームで上顎総義歯セット後、数日してから転倒して右大腿部を骨折し、入院。
入院先で右下歯肉が腫れたので、診てほしいとのこと、入院先に訪問。
口腔内状況：7+7 MT 全身的既往：認知症、糖尿病 服薬状況：アムリール錠 ほか
要介護度：要介護3
治療等：右大腿部骨折のため、基本的にはベッド上での診療となる。
特記事項等：入院後は洗面所まで自力で行くことができない。ベッド上で過ごすことが多いので、寝たままでの口腔ケアについて注意が必要。

月日	部位	療法・処置	点数	負担金徴収額
7/2	7+7	歯診 1 10:00~11:00 港島の郷(特養) 1 人のみ 訪問理由：認知症により通院困難 FD set 2,660 人工歯 硬質レジン歯 58+73 義管(困難な場合)(指導内容・提供文書略) 230 歯在管+文 49(49)も参照 加齢による唾腺分泌低下で口腔内が乾燥状態。内面を水で濡らしてから義歯を装着するよう指導。管理計画書提供(略)	1,100	
7/6	5	歯診 1 10:00~10:15 (20分未満) クイント病院(歯科なし) 訪問理由：入院中のため通院不可 主訴：右下の歯ぐきが腫れて痛い 家族から下達連絡あり 7/4に転倒し、右大腿部を骨折。同日にクイント病院に入院。7/5頃から右下の歯ぐきが腫れて痛いのので診てほしいとの依頼あり 5)近心ボウが深く、臨床所見よりP急発と診断 P急 べりクリン歯科用軟膏 1 シリンジ(0.5g)注入 14+53	1,100	
7/9	5	訪問歯 1 1 人のみ 10:30~10:53(22分)P急発 歯科衛生士単独訪問 5)の腫れが引いてきた 歯垢が付着する5)部を確認してもらい、清掃法を本人と家族に説明し指導するよう指示(提供文書略)	362	
R6年7月 実日数 3日 計5,860点				

別頁に解説を掲載しているものは参照頁を表記

カルテ内の 100 は、カルテ下や右頁の 100 番号に対応した箇所、その算定項目の解説や関連事項を詳述

事例への対応や算定項目等はカルテの書式に即した形で「月日」「部位」「療法・処置」「点数」欄に掲載

「知っておこう」「アドバイス」の各コラムは、歯科訪問診療を行ううえで必要な知識や臨床に役立つ情報などを提供

第3章 施設や病院に入院・入院することになった患者の訪問診療を行いたい

1 特養の入所者が病院入院後に歯科医師が行った療養上の管理・指導は「歯在管」を算定する

特別養護老人ホーム(特養)の入所者が病院に入院し、その患者に対して歯科医師が療養上の管理・指導を行った場合は医療保険の「歯科疾患在宅療養管理料(歯在管)」を算定する。特養で歯科訪問診療を行った際に「歯在管」を算定し、その同月に入院して療養上の管理を行っても、「歯在管」は月1回限りなので再算定はできない。

2 歯科衛生士による単独訪問でも「訪問歯」が算定できる

歯科衛生士が入院先に単独で訪問し、療養上必要な指導を行った場合も「訪問歯科衛生指導料(訪問歯)」は所定点数を算定できる(本事例では1人のみなので362点)(92頁参照)。

なお、「訪問歯」を算定した医療機関は、毎年8月1日現在の、医療機関名、開設者名、常勤・非常勤ごとの歯科衛生士数を地方厚生(支)局長に報告する必要がある。管轄の地方厚生(支)局から報告書が送られてくるので、必要事項を記入して郵送で提出する。

算定や届出時に必要な各種文書等の書式と記載例を提示

注文書 よくあるケースでイチからわかる! 開業医のための歯科訪問診療算定ガイド 2024年改定対応版
依頼があっても困らない 保険の知識と請求例
モリタ商品コード:208050978 冊注文します。

●お名前	●貴院名	●ご指定歯科商店
●ご住所 (〒)		
●TEL	●FAX	支店・営業所